

# 宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金

## 補助制度利用の手引

令和8年度版



申請前に解体に着手した場合は、「補助金の対象外」です

～必ず事前にご相談を～

### 【問合せ・申請窓口】

宇土市建設部都市整備課建築住宅係  
宇土市役所2階 〒869-0492

電話 0964-27-3332  
宇土市浦田町51番地

# 1. 用語の説明

## (1) 空家等

市内に存在する主として居住用の建築物で、1年以上使用されていないもの。

## (2) 老朽危険空家等

空家等のうち、以下のすべてを満たすものです。

- ① 「住宅の不良度判定基準<sup>※P10</sup>に掲げる評定項目の評定の合計が100点以上」  
かつ「周辺への危険度判定基準<sup>※P11</sup>のいずれかに該当する状態」であること
- ② 補助金の交付を受ける目的で故意に破損されたものでないもの
- ③ 鉄筋コンクリート造の住宅、コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造りの住宅を除きます。

## (3) 所有者等

以下のいずれかの者をいいます。

- ① 老朽危険空家等の所有者
- ② 所有者の相続権利者
- ③ 法定後見制度による所有者の代理人（申請にあたっては事前にご相談ください）

## (4) 解体事業者等

以下の①又は②のいずれかの事業者で③の条件を満たす者をいいます。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
- ② 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者
- ③ 上記の事業者で市内に本店、支店、営業所又は事務所を有する者

本手引書中の《 》は、別に指定があるものを除き「宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」での該当部分を示します。

## 2. 補助制度の利用にあたって

### (1) 補助金の交付対象《4条》

次の全ての要件を満たす空き家が交付対象となります。

- 1.老朽危険空家等<sup>※P1</sup>であること。
- 2.老朽危険空家等<sup>※P1</sup>が宇土市内にあること。
- 3.同一敷地内において、居住の実態がないこと。
- 4.抵当権が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽危険空家等<sup>※P1</sup>の除却について同意している場合は除く。
- 5.老朽危険空家等<sup>※P1</sup>又はその敷地について、売買により所有権が移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得した時から、補助金交付申請提出までに、1年以上経過していること。
- 6.補助事業について、他の補助金等を受けていないこと。
- 7.公共事業等による補償を受けていないこと。

### (2) 補助事業《5条》

1. 補助対象となる老朽危険空家等<sup>※P1</sup>を除却し、敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事<sup>※1</sup>を行う事業
  2. 令和9年1月29日までに工事を終了し、実績報告書の提出ができる事業
- ※1 周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、樹木等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができます。

### (3) 補助対象経費《6条》

敷地を更地にするために必要な経費。

対象経費	対象外経費
①補助対象である老朽危険空家等 <sup>※P1</sup> の除却及び処分に要する経費	①家財道具等の運搬、処分に要する経費
②補助対象である老朽危険空家等 <sup>※P1</sup> に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する経費	②建物を除却した後に実施する整地のうち、砂利を敷いたりコンクリートの設置、防草シートを張るなどに要する費用
③補助対象老朽危険空家等 <sup>※P1</sup> の存する敷地内で本工事を行うために行う樹木等の除却及び処分に要する経費	

対象経費の限度額は、国土交通大臣が定める当該年度の標準建設費等の不良住宅等除却費のうち除却工事費に補助対象空家等の床面積を乗じて得た額<sup>※2</sup>となります。

なお、解体事業者等<sup>※P1</sup>の見積りは、2者以上の徴取が必要です。補助金申請にあたっては、補助対象経費の総額が安価な見積金額で申請してください。

※2：R8年度補助対象経費限度額（不良住宅等除却費）

木造：床面積（㎡）×36,000円

非木造：床面積（㎡）×51,000円

#### （４）補助金の額≪6条2項≫

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、90万円を上限とします。

【例】

工事請負金額(契約金額) 165万円		
補助対象経費 150万円		消費税 15万円
補助金 (150万円×2/3=100万円) 【上限90万円】	自己負担 【60万円】      【15万円】	

#### （５）補助金の交付対象者≪3条≫

次の条件をすべて満たす者が対象です

- ① 所有者等<sup>※P1</sup>であること
- ② 補助金の申請について申請者以外に権利者（所有者、抵当権者等）がいる場合は、全ての権利者の同意を得ていること
- ③ 市税等を滞納していない者
- ④ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではない者

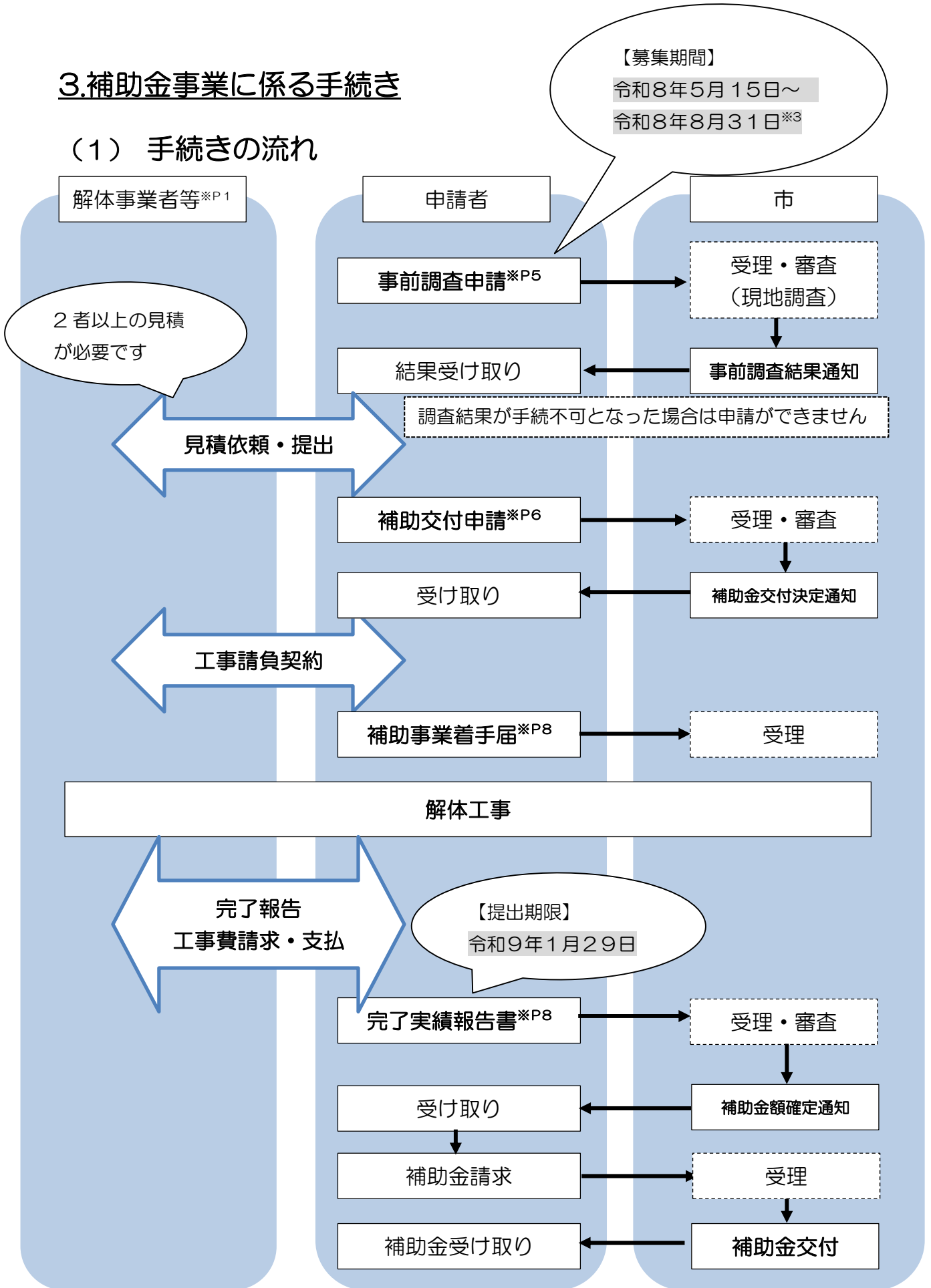
#### （６）建物所有者本人の申込みでない場合≪3条≫

登記上の建物所有者が申し込みをされる場合以外は、補助金申請時に相続権利者等権利者全員の同意書（様式第7号）<sup>※P16</sup>が必要です。

建物所有者が複数である場合や相続権利者が申し込む場合等がこれにあたります。申請にあたっては、他の権利者と十分な協議をお願いします。

### 3.補助金事業に係る手続き

#### (1) 手続きの流れ



※3 予算に達した場合は募集期間中でも受付を終了する場合があります。

## (2) 事前調査の受付<< 8条 >>

事前調査申請書（様式第1号）※P12の提出順に現地調査に伺います。  
必要箇所に記入し、添付書類を添えて都市整備課に提出してください。  
受付は、予算がなくなり次第終了となります。  
なお、申込後、辞退される場合は、速やかにご連絡ください。

### 【事前調査申請時提出書類】

- 事前調査申請書（様式第1号）※P12
- 老朽危険空家等※P1の位置図（空き家の所在する位置が分かるもの）
- 老朽危険空家等※P1の配置図（土地の形状、方位、空き家やその他建築物、門柱、立木など全て記入してください）
- 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるもの。2方角以上）
- 住宅の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書、固定資産証明書、不動産売買契約書等の所有者等であることが分かる書類）  
※書類の取得が不可能な場合で、建物の所有権を証する事由がある場合は、「申出書」と「紛争が生じた場合の誓約書」にて代用できます。（第8条第4項）
- 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し

問合せ・申込先

宇土市役所 都市整備課 建築住宅係 （市役所2階）  
〒869-0492 宇土市浦田町51番地  
電話 0964-27-3332（直通）

## (3) 事前調査<< 8条 >>

市職員が本事業の要綱に定められた住宅の不良度判定基準※P10及び周辺への危険度判定基準※P11により、本補助事業の対象となるか、現地を確認・調査を行います。

## (4) 事前調査結果通知<< 8条2項 >>

調査が終わりましたら、事前調査結果通知書を郵送します。「補助金交付申請の手続可能」と記載された通知書が届いた場合は、速やかに補助金交付申請書を提出してください。補助金交付申請書の提出が遅くなった場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。

### 事前調査時の写真・竣工検査写真撮影及び使用について

事前調査・竣工検査の際、審査及び検査に必要な個所の撮影を行います。撮影したものは、本事業の推進のため、個人情報を除き使用、公表する事があります。

#### 【使用の例】

- ・今後の住宅の不良度や危険度判定の判定基準資料とするため
- ・本事業の周知のため

## (5) 解体事業者等<sup>\*P1</sup>の選定と見積りの依頼

補助金交付申請の手続可能とされた場合は、解体事業者等<sup>\*P1</sup>を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書は2者以上で、内訳が記載されたもの（工種ごとに単価、数量の記載あり）を提出してください。

なお、解体事業者等<sup>\*P1</sup>は、建設業法（土木工事、建築工事業若しくは解体工事業）の許可を受けている者又は建設リサイクル法の解体工事業の登録をしている者で市内に本店、支店、営業所等を有する者に限ります。

また、補助金申請にあたっては、総額が安価な見積金額で申請する必要があります。

(記入例)

見積は内訳の記載  
をお願いします。

見積書

摘要	数量	単価	金額
家屋解体	□□	□□	□□□□□□□
外構解体（ブロック塀）	△△	△△	△△△△△△
解体廃材処分費用			
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻	○○	t	○○○○○
廃プラ	××	m <sup>3</sup>	×××××
解体物養生			
倉庫解体			
申請手続き			
諸経費			
計			○○○○○○○
消費税			○○○○○
合計			○○○○○○○○○

「一式」での表記は御遠慮ください。  
また、産業廃棄物における単位はm<sup>3</sup>・tにて提出  
ください。難しい場合は台数にてお願いします。

## (6) 補助金交付申請に必要な書類<< 9条 >>

補助金申請書類一式は工事着手前に必ず提出してください。 工事着手後の申請は受け付けることができません。

申請を事業者等に委任する事ができます。その場合は、委任状（様式第10号）<sup>\*</sup>  
<sup>P20</sup>の提出が必要になります。

【補助金申請時提出書類】

申請者全員に提出を求める書類

- 補助金交付申請書（様式第5号）※P13
- 事業実施計画書（様式第6号）※P14、15
- 宇土市補助金等交付規則第4条第1項第6号に定める同意書（様式第1号その2）※P19
- 第6条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体事業者等※P1の見積書の写し（2者以上で、内訳が記載されたものに限る。）
- 解体事業者等※P1であることを証する書類の写し
- 平面図等老朽危険空家等※P1の延べ床面積が確認できるもの
- 工程表
- 建物の全部事項証明書（発行されてから3月以内のもの。ただし、事前調査申請時に提出している場合等を除く。）
- 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないものである旨を証する誓約書（様式第8号）※P17
- 除却後の跡地の管理を行う旨の誓約書（様式第9号）※P18
- その他市長が必要と認める書類

下記の場合は、上記の書類に加えて申請時に提出が必要です。

必要に応じて提出を求める書類

【手続きを第三者に依頼する場合】

- 委任状（様式第10号）※P20

【相続関係者において申請を行う場合】

- 戸籍謄本及び遺産分割協議書の写し
- 除却同意書（様式第7号）※P16及び印鑑登録証明書

【所有権以外の権利者や権利者が複数存在する場合】

- 除却同意書（様式第7号）※P16及び印鑑登録証明書

## （7） 補助金交付決定通知<<10条>>

提出書類を審査後、その結果を「補助金交付（不交付）決定通知書」にて通知します。通知書は申請者の自宅に郵送します。（審査には2週間程度を要する場合があります。あらかじめご了承ください。）

## (8) 契約締結・施工、補助金事業着手届の提出《11条》

補助金交付決定通知書が届きましたら、施工業者と契約書を取り交わし（補助金交付決定前に工事着手した場合には、補助金の交付が受けられません）、工事の着手前に補助事業着手届（様式第12号）<sup>※P21</sup>を提出してください。

なお、建築物の解体には必要に応じて建築基準法や建設リサイクル法に基づく届出の提出やアスベストの有無の事前調査結果の報告等様々な手続きが必要とされています。

また、除却工事によって生じた廃棄物は、適正な処分が必要になります。施工業者には、適切な対応を行うよう事前にお伝えください。

届出等の提出先

【建築基準法・建設リサイクル法関係】

熊本県 県央広域本部 土木部 景観建築課 ☎096-333-2793

【アスベスト関係】

石綿事前調査結果報告システム <https://www.ishiwata-houkoku.mflw.go.jp>

（システムを利用すれば1回の操作で労働基準監督署と県への報告が終了します）

## (9) 補助事業の変更、中止、廃止《12条～14条》

(7) 交付決定通知後に補助事業の内容を変更及び中止又は廃止する場合は、補助金交付変更承認申請書（様式第13号）<sup>※P22</sup>、完了期日変更報告書（様式第16号）<sup>※P24</sup>、補助事業中止（廃止）届（様式第15号）<sup>※P23</sup>が必要です。内容を変更等する場合は、必ず事前に都市整備課までご相談ください。

## (10) 実績報告書の提出《15条》

解体工事が終了したときは、工事完了日から1か月以内又は令和9年1月29日までのいずれか早い日までに下記書類の提出をお願いします。

なお、提出にあたっては、工事費用を解体事業者等<sup>※P1</sup>に一旦全額支払ってもらう必要があります。

【実績報告時提出書類】

- 完了実績報告書（様式第17号）<sup>※P25</sup>
- 老朽危険空家等<sup>※P1</sup>の除却工事に係る請負契約書の写し及び解体事業者等<sup>※P1</sup>が発行した領収書の写し
- 工事状況写真（工程ごとの工事内容及び施行後の状況が確認できるもの）
- 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出の写し（解体する空家等の床面積の合計が80㎡以上の場合。）



## (1 1) 補助金額確定通知《1 6条》

市では、提出された書類を審査し、内容が適当と認められた場合「補助金額確定通知書」を申請者自宅に郵送します。通知後に補助金の支払い手続きを行います。

## (1 2) 補助金の請求《1 7条》、補助金の振込

「補助金額確定通知書」を受け取られたら補助金交付請求書（様式第19号）※P2<sup>6</sup>に必要事項を記入し、市までご提出ください。請求書の提出から1か月程度で振込を行います。請求日から1か月以上経っても入金確認できない場合は、都市整備課にご連絡ください。

## (1 3) 注意事項

- 空き家を除却した土地は、固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。詳しくは税務課にお尋ねください。
- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の契約をしていただく必要があります。工事契約後や既に工事に着手している場合の申請は受け付けできません。
- 提出いただいた書類は返却しません。必要に応じてコピーをとって提出ください。
- 工事を行う際は、近隣住民の方の安全を確保するよう努めてください。
- 工事は、自ら市内の専門の施工業者に依頼してください。市では施工業者の紹介やあっせんは行っておりません。
- 補助金交付の決定は、補助金交付申請書の提出順に審査して行います。予算がなくなり次第、事前申請受付期間の途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 空き家を解体するには様々な手続きが必要です。解体後は、市税務課に解家届の提出、法務局で建物滅失登記を行ってください。
- 老朽危険空家等の除却後の跡地は、近隣住民に迷惑をかけないよう適切な管理をお願いします。
- この手引に記載されている内容は、令和8年度の制度です。令和9年度以降は変更になる場合があります。

## 4. 住宅の不良度判定基準

住宅の不良度判定基準  
(外観目視により判定できる項目)

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
1	構造一般の程度	(1)基礎 ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
2	構造の腐朽又は破損の程度	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜の著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(4)外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地の露出しているもの	15
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
	3	(6)外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの（敷地境界から1階：3m、2階：5m）
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20
(7)屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
4	排水設備	(8)雨水 雨樋がないもの（破損し、雨水排水がされていないものも含む。）	10

備考 一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、当該評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

## 5. 周辺への危険度判定基準

危険度判定基準

評価区分		評価内容
1	隣地への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 空家等が倒壊した際に隣地境界線を越えて影響を及ぼすおそれがあること（空家等から隣地境界線までの水平距離が当該空家等の高さ以内であること。）。 (2) 隣地が空家等の最も高い部分より低い位置にあること。 (3) 隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があること。
2	道路（里道及び生活道路を含む。以下同じ。）への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 空家等が倒壊した際に道路境界線を越えて影響を及ぼすおそれがあること（空家等から道路境界線までの水平距離が当該空家等の高さ以内であること。）。 (2) 隣接する道路が空家等の最も高い部分より低い位置にあること。
3	河川（水路を含む。以下同じ。）への影響	次に掲げる要件をいずれも満たすもの (1) 空家等が倒壊した際に河川境界線を越えて影響を及ぼすおそれがあること（空家等から河川境界線までの水平距離が当該空家等の高さ以内であること。）。 (2) 隣接する河川が雨水排水の受皿となっている等河川としての機能を有していること。

【記入例】

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所又は所在地 宇土市浦田町51  
 申請者 氏名又は名称 宇土 太郎  
 （代表者氏名）  
 電話番号 0964-22-1111

事前調査申請書

日中に連絡がつくところを記入ください。

宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、事前調査に当たり市職員が当該空家等の敷地に立ち入り、審査に必要な箇所を撮影することを承諾します。

記

「空家等の内容」は登記事項証明書等に記載のとおり記入してください。

1 空家等の内容

所在地	宇土市
所有者	住所又は所在地 宇土市浦田町51 氏名又は名称 宇土 太郎
所有者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
規模	延べ床面積 m <sup>2</sup> 階数 階
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造
空家等及びその敷地への立入りについて (申請者と土地所有者が異なる場合)	市職員による上記空家等及びその敷地への立入りについて承諾します。 土地所有者 住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)  (署名又は記名押印)

※□欄は、該当するものに「レ」を記入してください。

2 添付書類

- (1) 空家等の位置図
- (2) 空家等の配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門又は塀、樹木）、入口等の位置を記入）
- (3) 現況写真
- (4) 住宅の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書、固定資産証明書又は不動産売買契約書等建物の所有者等であることが分かる書類）
- (5) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

【記入例】

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町51

申請者 氏名又は名称 宇土 太郎

(代表者氏名)

電話番号 0964-22-1111

補助金交付申請書

日中に連絡がつくところを記入ください。

宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金の交付を受けたいので、宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 記
- 1 老朽危険空家等の所在地 宇土市 

登記事項証明書等の地番を記入してください。
  - 2 補助対象経費  円 

金額の訂正ができないため、窓口に提出される際に記入してください。
  - 3 補助金交付申請額  円
  - 4 完了予定期日  年 月 日 

令和9年1月29日までの期日を記入してください
  - 5 添付書類
    - (1) 事業実施計画書（様式第6号）
    - (2) 市税等を滞納していないことを証明する書類又は宇土市補助金等交付規則第4条第1項第6号に定める同意書
    - (3) 宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第6条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体事業者等の見積書の写し（2者以上で、内訳が記載されたものに限る。）
    - (4) 解体事業者等であることを証する書類の写し
    - (5) 平面図等老朽危険空家等の延べ床面積が確認できるもの
    - (6) 工程表
    - (7) 建物の全部事項証明書（発行されてから3月以内のもの。ただし、宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第1項の関係書類として提出している場合又は同条第4項に該当する場合を除く。）
    - (8) 戸籍謄本及び遺産分割協議書の写し（老朽危険空家等が相続財産である場合に限る。）
    - (9) 除却同意書（様式第7号）及び印鑑登録証明書（関係権利者が存する場合に限る。）
    - (10) 宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第3条第4号に規定する者でない旨を証する誓約書（様式第8号）
    - (11) 除却後の跡地の管理を行う旨の誓約書（様式第9号）
    - (12) 委任状（様式第10号）（申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。）
    - (13) その他市長が必要とする書類

【記入例】

様式第6号（第9条関係）

事業実施計画書

登記事項証明書等に記載されている  
とおり記入してください。

申請者		宇土 太郎		
老朽危険空家等の概要	所在地	宇土市浦田町51番地		
	所有者	住所 宇土市浦田町51番地 氏名 宇土 太郎		
	用途	居宅		
	構造	木造		
	階数	2階建て		
	床面積	132㎡		
工事施工者の概要		事務所名	株式会社 うと工業	
		代表者名	宇土 次郎	
		所在地	宇土市浦田町51	
		電話番号	0964-22-1111	
		<input type="checkbox"/> 建設業の場合	許可番号 ( ) 業) ( 大臣・知事 号)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 解体工事業の場合	( 熊本県知事001号)	
除却に要する金額 (A) (消費税及び地方消費税 相当額を除く。)	1,500,000円			
国土交通大臣が定める上 限額 (B)	$36,000\text{円}/\text{m}^2 \times 132\text{m}^2 = 4,356,000\text{円}$			
補助対象経費 (C) : (A) と (B) の少ない方 の額	1,500,000円			
補助金の額 (D) : (C) $\times 2/3$ (1,000 0円未満切捨て)	100万円			
補助金の限度額 (E)	90万円			
補助金交付申請額 ( (D) と (E) の少ない 方の額)	90万円			
事業実施予定期間	令和8年7月1日～令和9年1月29日			

金額の訂正ができないため、窓  
口に提出される際に記入してく  
ださい。  
また、見積書は、工事ごとの内  
容や金額がわかるものを提出し  
てください。

解体後の跡地利用について（予定）	例）防草シートを全面に張り、草木等が繁茂しないよう管理を行い、継続して所有する予定
------------------	---

【記入例】

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

除却同意書



下記の老朽危険空家等について、宇土市老朽危険空家等除却促進事業を [ ] が実施することに同意します。また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力します。

記

登記事項証明書等の地番を記入してください。

1 老朽危険空家等の所在地 宇土市 [ ]

2 同意する関係権利者

同意年月日	権利等の種類	住所又は所在地	氏名又は名称 (代表者氏名)	実印 (代表者印)
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	押印

備考

- 「権利等の種類」欄は、老朽危険空家等について有する権利等（共有者、相続人、抵当権者等）を記入してください。
- 全ての権利者の連名ではなく、個別に作成し提出することもできます。
- 「実印」欄には、実印（法人にあっては代表者印）を押印し、それぞれ印鑑登録証明書を1部添付してください。

【記入例】

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町 5 1

申請者 氏名又は名称 宇土 太郎

（代表者氏名）

（署名又は記名押印）

自署でなければ押印が必要です

誓約書

私は、宇土市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

【記入例】

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町5-1  
申請者 氏名又は名称 宇土 太郎  
(代表者氏名)

(署名又は記名押印)

自署でなければ押印が必要です

除却後の跡地の管理を行う旨の誓約書

私は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように跡地の管理を適正に行うことを下記のとおり誓約します。

記

- 1 行政区長や近隣住民等から苦情がないように適正に管理する。
- 2 1の苦情があった場合は、直ちに現地を確認し、しかるべき対応を行う。

【記入例】

様式第1号その2（第4条関係）

同意書

宇土市長 様

宇土市が私（申請者）及び私と世帯を同一とする者の市税等の収納状況について、調査することに同意します。

年 月 日

住所 宇土市浦田町51

氏名・名称 宇土 太郎

(生年月日 S50年4月13日)

※市記入欄

証明願

関係課長 様

都市整備課長

宇土市老朽危険空家等除去促進事業補助金交付申請の添付書類に必要なため、申請者の世帯全員の納期到来分における市税等について、下記のとおり証明願います。

記

証明欄	
市税、 国民健康保険税	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 税務課長
上下水道使用料、 下水道受益者負担 金・分担金	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 上下水道課長
保育料	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 子育て支援課長
介護保険料	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 高齢者支援課長
後期高齢者医療保険 料	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 市民保険課長
市営住宅等使用料 (駐車場使用料を含 む。)	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 都市整備課長
学校給食費	年 月 日 未納金・該当金 のないことを証明する。 給食センター長

【記入例】

様式第10号（第9条関係）

委任状

私は、都合により **受任者氏名** を受任者と定め、宇土市老朽危険空家等除却促進事業に係る申請その他一切の手続を委任します。

1 老朽危険空家等の所在地 宇土市

登記事項証明書等の地番を記入してください。

2 受任者

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

電話番号

**受任者住所・氏名**

（署名又は記名押印）

日中に連絡がつくところを記入ください。

解体事業者等（法人）が受任者になる場合は押印が必要です

3 委任者

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

電話番号

**申請者住所・氏名**

（署名又は記名押印）

自署でなければ押印が必要です

【記入例】

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町51

交付決定者 氏名又は名称 宇土 太郎  
(代表者氏名)

申請者と同じです。

補助事業着手届

年 月 日付け宇市都指令第 号  
促進事業補助金について、補助事業に着手しますので、  
綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

送付される補助金交付決定通知書の  
日付と番号を記入してください。わか  
らない場合は、空欄で構いません。

空家等除却  
補助金交付要

記

登記事項証明書等の地番を記入して  
ください。

1 補助対象空家等の所在地

宇土市

2 補助事業の着手年月日

年 月 日

契約書に記載されている場合はその日付  
記載されていない場合は、事業者等に確認  
の上、記入ください

3 補助事業の完了予定日

年 月 日

4 契約の相手方（解体事業者等）

令和9年1月29日までの期日を記入  
してください。

5 添付書類

- (1) 除却工事の請負契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

【記入例】

様式第13号（第12条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町5-1

交付決定者 氏名又は名称 宇土 太郎  
(代表者氏名)

申請者と同じです。

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け宇土市都指令第  
等除却促進事業について、下記のとおり変更した  
要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり

送付される補助金交付決定通知書の  
日付と番号を記入してください。わか  
らない場合は、空欄で構いません。

宇土市老朽危険空家  
等除却促進事業補助金交付

記

1 補助対象空家等の所在地 宇土市

登記事項証明書等の地番を記入して  
ください。

2 補助金交付変更額

既交付決定額		円
変更交付申請額		円
変更増減額		円

金額の訂正ができないため、窓口  
に提出される際に記入してくだ  
さい。  
変更後の内容や金額がわかる見  
積書を提出してください。

3 変更内容及び理由

変更内容や理由の記載をお願いします。

4 添付書類

- (1) 変更後の工事見積書の写し（内訳が記載されたものに限る。）
- (2) 補助対象空家等の平面図（変更箇所を明示したもの）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

【記入例】

様式第15号（第13条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所又は所在地 宇土市浦田町51

交付決定者 氏名又は名称 宇土 太郎  
(代表者氏名)

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け宇市都指令第 号で補  
等除却促進事業については、下記のとおり中止（廃止）し  
補助金交付要綱第13条第1項の規定により届け出ます。

送付される補助金交付決定通知書の  
日付と番号を記入してください。わか  
らない場合は、空欄で構いません。

危険空家  
促進事業

記

1 補助対象空家等の所在地 宇土市

登記事項証明書等の地番を記入して  
ください。

2 中止（廃止）理由

中止（廃止）する理由の記載をお願いします。

【記入例】

様式第16号（第14条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町51

交付決定者 氏名又は名称 宇土 太郎  
(代表者氏名)

申請者と同じです。

完了期日変更報告書

年 月 日付け宇土市都指令第 号  
家等除却促進事業については、同通知に付された完了期  
朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第14条の規

送付される補助金交付決定通知書の  
日付と番号を記入してください。わか  
らない場合は、空欄で構いません。

記

1 補助対象空家等の所在地 宇土市

登記事項証明書等の地番を記入して  
ください。

2 交付決定通知に付された完了予定期日

年

送付される補助金交付決定通知書に  
記載のある日付を記入してくださ  
い。わからない場合は、空欄で構いま  
せん。

3 変更完了予定日

年

4 変更理由

変更理由の記載をお願いします。

令和9年1月29日までの期日を記入  
してください。

【記入例】

様式第17号（第15条関係）

提出時に記入してください。

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入してください。

住所又は所在地 宇土市浦田町51番地

交付決定者 氏名又は名称 宇土 太郎

(代表者氏名)

申請者と同じです。

完了実績報告書

送付される補助金交付決定通知書の日付と番号を記入してください。わからない場合は、空欄で構いません。

年 月 日付け宇土市都指令第 号で補助等除却促進事業が完了したので、宇土市老朽危険空家等除却により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 補助対象空家等の所在地 宇土市

2 交付決定額 円

金額の訂正ができないため、窓口に出される際に記入してください。

3 実施期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

令和9年1月29日までの期日を記入してください。

4 添付書類

- (1) 老朽危険空家等の除却に係る解体工事請負契約書の写し及び解体事業者等が発行した領収書の写し
- (2) 工事状況写真（工事内容及び施工後の状況が確認できるもの）
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

【記入例】

様式第19号（第17条関係）

提出時に記入してください。

年 月 日

宇土市長 様

住所は住居表示で記入し、  
押印（シャチハタ不可）し  
てください。

住所又は所在地

申請者と同じです。

交付決定者 氏名又は名称  
(代表者氏名) 印

補助金交付請求

送付される補助金交付確定通知書の日  
付と番号を記入してください。わから  
ない場合は、空欄で構いません。

家等

年 月 日付け宇土市都指令第 号で  
除却促進事業補助金について、宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助対象空家等の所在地 宇土市

2 請求金額 円

金額の訂正ができないため、窓口に出  
出される際に記入してください。

3 振込先

金融機関名			
銀行・金庫		本店・支店	
農協・組合		出張所・支所	
口座種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備考 振込先の口座は、交付決定者名義のものに限ります。

振込口座の記入は誤りが無いよう御確認をお願いいたし  
ます。誤った記載があれば、振込が遅れることがありま  
す。振込先は、交付決定者本人の口座に限ります。